

相模原市一時預かり事業指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第70条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の13第1項の規定により実施する一時預かり事業に関する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、相模原市内に所在する児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業を経営する者（以下「事業者」という。）であって、法第34条の11に規定する届出を行った事業者とする。

(基本方針)

第3条 事業者に対する指導監査は、法第34条の12に定める基準を維持するとともに、適正かつ円滑な事業の運営の確保を図ることを目的に実施する。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的な問題の指摘に陥ることがないよう配慮するとともに、提供する福祉サービスの質の向上のために必要に応じ助言、指導を行う。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

(1) 定期指導監査は、実施計画に基づき、実地において行うものとする。

(2) 臨時指導監査は、緊急的な指導監査が必要であると市長が判断した場合に実地において行う。

3 特別指導監査は、一般指導監査によって重大な問題が認められる場合又はその運営が著しく適正を欠くものと認められる場合に実地において行う。

4 特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度市長が定める。

(指導監査基準)

第5条 定期指導監査は、別に定める相模原市指導監査基準一時預かり事業（保育所型）編（平成23年4月1日施行）（以下「指導監査基準」という。）に基づき実施する。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、実施計画を策定するものとする。

2 市長は、実施計画の策定に当たっては、対象施設の事業運営に支障のないよう必要な調整を行うとともに、対象の事業者に係る情報交換を密にするなど事業の主管課と十分な連携を図るものとする。

3 市長は、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ相模原市指導監査等連絡調整会議に諮るものとする。

(指導監査の実施方法)

第7条 市長は、定期指導監査を実施する場合は実施日のおおむね30日前までに、臨時指導監査を実施する場合は実施日のおおむね7日前までに、次に掲げる事項について文書により事業者へ通知する。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の対象施設

(3) 指導監査の対象期間

(4) 指導監査の日時

(5) 指導監査の担当職員数

(6) 準備すべき書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 定期指導監査の場合、事業者は、指導監査の実施日のおおむね14日前までに別に定める指導監査事前提出資料(以下「事前資料」という。)を市長に提出しなければならない。

3 指導監査は、事業を営む法人等の代表者、管理者、事業に従事する職員等から事前資料に基づいて説明を聞き取るほか、必要に応じて関係する設備並びに帳簿及び書類を確認することにより行う。

4 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関、事業に関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

5 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて市の事業主管課の協力を得て実施することができる。

6 指導監査は、必要に応じて厚生労働省と合同で行うことができる。

(指導監査の講評)

第8条 指導監査に従事する職員は、指導監査の終了後、当該指導監査の結果について事業を営む法人等の代表者、管理者、事業に従事する職員等に対し、現地において講評を行うものとする。

(指導監査の結果に基づく改善指導等)

第9条 市長は、定期指導監査の場合は指導監査基準に定める項目ごとに、臨時指導監査及び特別指導監査の場合は実施の目的に関する項目ごとに、それぞれ評価を行い、事業者に指導監査の結果を通知するものとする。

2 前項の通知は、指導監査結果通知書により、指導監査実施日からおおむね30日以内に行うものとする。

3 事業者は、指導監査結果通知書で改善すべき事項として指摘を受けたものについて、是正措置を講じ速やかに改善しなければならない。

なお、事業者が社会福祉法人である場合については、当該社会福祉法人の理事会(評議員会を設置している場合は評議員会及び理事会。以下「理事会等」という。)に報告し、改善是正について理事会等で検討しなければならない。

4 事業者は、改善すべき事項として指摘を受けたもののうち、要改善事項の改善状況について、指導監査結果通知書が到達した日からおおむね60日以内に、改善結果報告書により市長に報告しなければならない。

なお、やむを得ない理由により期限内に改善結果報告書による報告ができない場合は、その理由及び報告予定日を文書で市長に報告し、指導を受けるものとし、改善是正が終了した時点で速やかに改善結果報告書による報告を行うものとする。

5 改善結果報告書には、改善結果等を確認できる書類及びその他市長が認めた書類を添付するものとする。

なお、事業者が社会福祉法人である場合は、前に掲げる書類の他に理事会等の議事録の写しを添付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。